

フリーランス法に伴う新たな契約方法の見直しについて

フリーランス法が令和6年11月1日施行されました。

この法律の適用対象は、事業者（発注者）からフリーランスへの業務委託契約です。

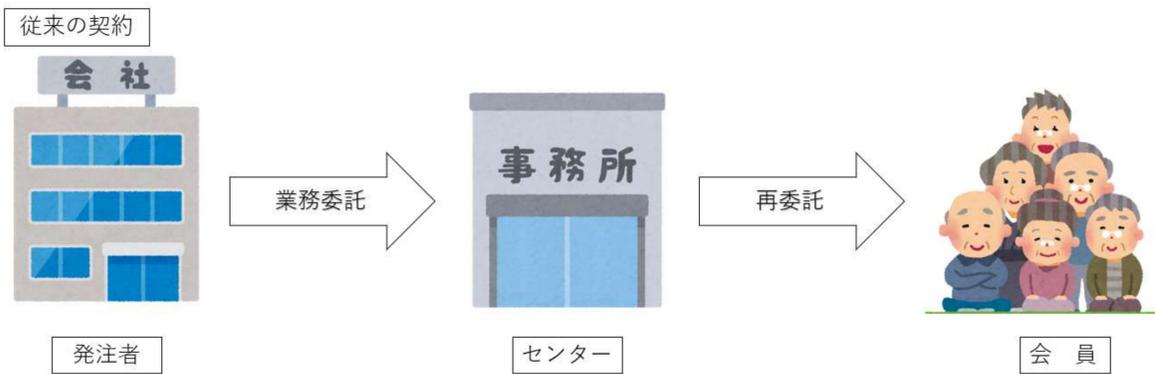
フリーランスとは、従業員を使用せずに個人で業務を受託する人々を指し、請負・委任の仕事をしているシルバー人材センターの会員もフリーランスに該当します。

これに伴いシルバー会員が、安心・安全に就業できる環境を整備するため、厚生労働省から示されている契約方法へ令和8年4月1日から移行します。

なお、派遣契約により仕事をしているシルバー会員はフリーランスに該当しません。

従来の契約方法

従来の契約は、シルバー人材センターが発注者から仕事の依頼を受け、会員に再依頼するという仕組みで、発注者と会員の間に直接契約関係は生じていません。



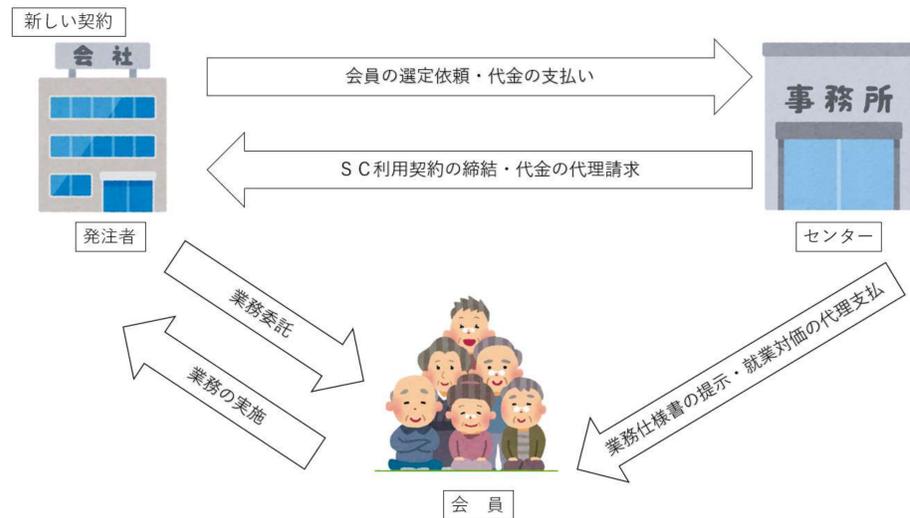
新しい契約方法

新しい契約方法は、発注者・センター・会員の三者間による包括契約となり、発注者が会員へ業務委託し、センターは仲介の役割となります。

形式的に発注者と会員の間に契約関係が生じることになりますが、実務の面ではこれまでどおり、センターが対応をいたします。

なお、シルバー人材センター利用契約書は、準委任契約となるため印紙が不要となります。

また、契約は口頭のみでも当事者間で合意があれば契約が成立するほか、シルバー人材センター利用契約書に盛り込まれる事項を網羅した書面であれば、センターから受任書を交付することでも契約は成立いたします。



新しい契約方法の流れ

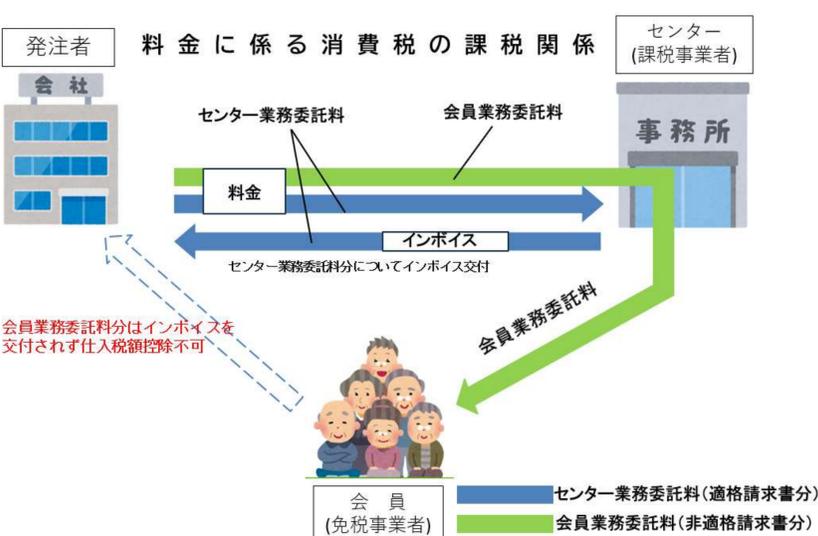
- 1. 依頼**
発注者からセンターに仕事を依頼
- 2. 規約同意**
発注者は「シルバー人材センター利用規約」「会員業務就業規約」に同意
[●シルバー人材センター利用規約](#)
[●会員業務就業規約](#)
- 3. 契約の締結**
発注者はセンターと「シルバー人材センター利用契約」を結ぶ **※受任書の交付、口頭契約でも対応可能です。**
[●シルバー人材センター利用契約書（ひな形）](#)
- 4. 就業条件の明示**
センターは利用契約をもとに「会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件明示
- 5. 就業条件の同意**
会員は会員業務仕様書に同意（発注者と会員間で請負委任契約が成立）
- 6. 業務遂行**
会員は会員業務仕様書に基づき就業
- 7. 請求書の発行と支払**
センターから発注者に料金を請求し、発注者はセンターに料金を支払う
- 8. 報酬支払**
センターから会員に報酬を支払う

消費税の課税関係

請求書は、「会員業務委託料（会員の報酬）」「センター業務委託料（センター事務費）」の2つで構成されています。このうち、「会員業務委託料」については、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、センターは、「センター業務委託料」の分は消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「会員業務委託料」の分は交付することができません。この場合、本来であれば会員が「業務委託料に係るインボイス」を交付する立場ですが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載いたしますのでご留意ください。



※発注者が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直す場合であってもこれまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

- ①個人や家庭など事業者ではない者
消費税申告納税対象外
- ②簡易課税制度を選択している事業者
消費納税額計算にインボイスを必要としないためこれまでと同じ扱い
- ③官公庁などの一般会計による事業
みなし仕入れ税額控除が適用される